

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(生活衛生課)

告 示

富山県告示第148号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	令和3年4月1日	1610500249	一般社団法人美海	氷見市柳田33番地78	ゆめボール	氷見市朝日丘13番30
生活介護、就労継続支援B型	令和3年4月1日	1610200857	アスイコ合同会社	高岡市向野町三丁目43番地26	宙	高岡市内免二丁目8-46

富山県告示第149号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援	令和3年3月31日	1650200197	有限会社わか木	高岡市浪岡61番地1	ファミリーサポートハウスわか木	高岡市浪岡61番地1

富山県告示第150号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営町袋地区土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営町袋地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年3月29日から

令和3年4月26日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟におい

第12条 検査員は、現物検査に当たっては、被検査組合等の役員その他の責任者1人以上の立会いを得て行わなければならない。

2 検査に当たっては、できる限り監事（子会社等にあつては監査役。第17条において同じ。）の立会いを得るようにしなければならない。

第17条中「、理事」の次に「（子会社等にあつては取締役。以下この条において同じ。）」を加える。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第 3 号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

検査通告書

殿

富山県知事

組合法第 条第 項の規定による検査を次のとおり実施するので通告する。

1 検査開始予定日

年 月 日

2 検査員の職名及び氏名

様式第1号（第5条関係）

公印新調(改刻・廃止)申請書

年 月 日

経営管理課長 殿

公印管理者職氏名

公 印 の 名 称	
新調(改刻・廃止)の理由	
ひな形及び寸法	
備付けの場所	
新調(改刻)予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
廃止予定年月日	年 月 日
備 考	

(富山県企業局公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規程の一部改正)

第3条 富山県企業局公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規程(平成23年富山県公営企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「印」を削る。


(富山県企業局会計規程の一部改正)


第4条 富山県企業局会計規程(昭和41年富山県電気局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。



第6条第2項中「署名押印のうえ」を削る。

第40条第2項を削る。

様式第23号中「取扱者認印」を削る。


様式第24号中「」を削り、「出納取扱金融機関等領収印欄」を「出納取扱金融機関等領収欄」に改める。

様式第25号中「」を削る。

様式第26号中「」、「」及び「次の領収欄に押印のうえ」を削る。

様式第32号資金決済通知書中「印」を削る。


様式第33号中「印」を削る。

様式第34号中「」を削る。

(富山県企業局庁舎等管理規程の一部改正)

第5条 富山県企業局庁舎等管理規程(平成6年富山県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第5号中「」を削る。

様式第3号中「」を削る。

(富山県企業局職員の職務発明等に関する管理規程の一部改正)

第6条 富山県企業局職員の職務発明等に関する管理規程(平成3年富山県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

(富山県企業局被服等貸与規程の一部改正)

第7条 富山県企業局被服等貸与規程(昭和38年富山県営電気事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

- 1 作業種類
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
富山県全域

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
富山県全域

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

DCMカーマ魚津店 魚津市上村木2丁目10番22号

2 店舗を設置する者 DCM株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) DCMカーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地 代表取締役 本田 桂三
(変更後) DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規

4 変更の日 令和3年3月1日

5 変更の理由 DCM株式会社がDCMカーマ株式会社を合併したため

6 届出の日 令和3年3月18日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和3年3月29日から令和3年7月29日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
氷見市鞍川704番1、705番1、706番1、707番1、708番1、700番地先、704番1地先及び708番1地先	同 左	道 路 公 園 下 水 道	氷見市鞍川1426番地	有限会社松栄地所

どこでも交通安全サポート事業業務委託に係る一般競争入札の実施

どこでも交通安全サポート事業業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称等

どこでも交通安全サポート事業業務委託

(交通安全教育車を活用した交通安全教育事業の委託)

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和3年5月1日から令和4年1月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

富山県内

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富

山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (3) 運転免許証(中型免許以上)を有し、悪質な交通違反歴(飲酒、無免許、速度超過時速30キロメートル以上等)がなく、かつ、交通安全教育・防犯活動の経験、熱意、活動力を有した隊員2名以上を選任できる能力を有する者であること。

3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

- (2) 資料は次のとおりとする。

ア 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

イ 委託業務に従事する者(2名以上)の運転経歴を示す書類

ウ 設立目的を記載した書類

エ 業務内容及び活動内容のわかる書類

オ 契約を履行できることが証明できる書類

- (3) 資料の提出期間

令和3年3月29日から令和3年4月13日までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、前記(2)アの資料は、入札書提出時とする。

- (4) 資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

- (5) 資料の提出方法

直接持参すること。

- (6) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和3年4月16日までに申請者に通知する。

なお、提出した資料等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

前記(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面を前記(4)の提出場所へ令和3年4月20日までに提出しなければならない。

回答は令和3年4月27日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年3月29日から同年4月6日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和3年4月28日 午前11時00分

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和3年4月28日 午前11時00分

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の資料等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

土地改良区の役員の退任

大庄土地改良区の役員であった次の者が令和2年9月4日退任した旨届出が

あったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	細田 秀直	富山市中番 152番地
同	田近 博之	同 下番 205番地
同	北村 正義	同 田畠 349番地 2
同	田島 彰	同 中大浦 61番地
同	金山 隆	同 馬瀬口 138番地
同	西田 定尚	同 善名 161番地
同	今村 慎一郎	同 大栗 6番地
同	山本 隆行	同 小原屋 386番地 5
同	野尻 幸夫	同 桑原 115番地
同	木山 章	同 南大場 132番地 1
同	山崎 純一	同 婦中町分田278番地 6
同	水原 智志	同 下大浦 76番地
同	羽柴 章	同 上大浦 112番地
監事	久保 良幸	同 善名 417番地
同	酒井 清秀	同 花崎 120番地
同	高野 孝和	同 中番 93番地

土地改良区の役員の就任

大庄土地改良区の役員に次の者が令和2年9月5日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
----	----	----

理 事	細 田 秀 直	富山市 中番	152番地
同	北 村 正 義	同 田島	349番地 2
同	羽 柴 章	同 上大浦	112番地
同	田 島 彰	同 中大浦	61番地
同	山 崎 純 一	同 婦中町分田	278番地 6
同	長 森 秀 範	同 馬瀬口	233番地 2
同	川 原 彰	同 下大浦	47番地
同	木 山 謙 一	同 南大場	272番地
同	今 井 清 憲	同 下番	321番地 3
同	森 沢 勇	同 善名	85番地
同	今 村 慎一郎	同 大栗	6 番地
同	岡 本 修 一	同 桑原	27番地 2
同	山 本 隆 行	同 小原屋	386番地 5
監 事	久 保 良 幸	同 善名	417番地
同	山 口 勲	同 小原屋	136番地
同	麻 島 宗 義	同 花崎	43番地 1

土地改良区の役員の退任

下条用水土地改良区の役員であった次の者が令和2年11月6日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	上 田 鍈 道	富山市水橋開発町 13番地
同	正 道 光 博	同 水橋小出 120番地
同	梅 司 郎	中新川郡上市町竹鼻45番地
同	高 本 孝 政	富山市水橋堅田 90番地 1

同	萩原秀雄	同	水橋上砂子坂84番地
同	麻柄光久	同	水橋上桜木 30番地
監事	松嶋守	同	水橋五郎丸 101番地
同	土井修	同	水橋専光寺 104番地
同	酒井喜之		中新川郡上市町石仏11番地

土地改良区の役員の就任

下条用水土地改良区の役員に次の者が令和2年11月7日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	梅 司 郎	中新川郡上市町竹鼻 45番地
同	井 沢 勝 己	富山市水橋石政 338番地
同	太 田 吉 孝	同 水橋下砂子坂225番地
同	高 本 孝 政	同 水橋堅田 90番地 1
同	小 嶋 政 三	同 水橋柳寺 121番地
同	菅 田 正 明	同 水橋小出 160番地
監事	土 井 修	同 水橋専光寺 104番地
同	菅 田 一 郎	同 水橋恋塚 24番地 1
同	澤 井 和 夫	中新川郡上市町石仏 10番地
同	佐々木 義 治	富山市水橋新堀 327番地

土地改良区の役員の退任

射水平野土地改良区の役員であった次の者が令和2年8月5日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	沖 友 則	射水市水戸田 4276番地

土地改良区の役員の就任

射水平野土地改良区の役員に次の者が令和2年8月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	肥 田 久 雄	射水市水戸田 2807番地

土地改良区の役員の退任

鷹栖口用水土地改良区の役員であった次の者が令和2年11月7日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	鷹 西 敏 一	砺波市鷹栖 1768番地
同	瘡 師 富士夫	砺波市鷹栖 1260番地
同	紫 藤 正 一	砺波市狐島 525番地
同	吉 江 宗 勝	小矢部市下中 415番地
同	柴 田 外 幸	砺波市鷹栖 2270番地
同	藪 哲 郎	砺波市神島 610番地
同	澁 谷 新 樹	砺波市鷹栖 411番地

同	堅 田 敬 一	砺波市五郎丸	227番地
同	原 田 定 範	砺波市鷹栖	780番地
同	藤 井 雅 晴	砺波市庄川町古上野	33番地
同	九 俵 勉	砺波市鷹栖	255番地
同	山 田 哲 郎	砺波市五郎丸	587番地
同	黒 田 順 郎	小矢部市西中	322番地
同	水 木 明 雄	砺波市苗加	280番地
同	齊 藤 和 芳	砺波市苗加	1381番地
同	佐 野 孝 夫	砺波市西中	113番地
同	高 橋 孝 志	小矢部市水島	630番地
監 事	大 谷 幸 毅	砺波市鷹栖	617番地
同	加 藤 忠 夫	砺波市苗加	1185番地
同	砂 田 豊 昭	小矢部市西中	118番地
同	中 島 茂 男	砺波市五郎丸	41番地

土地改良区の役員の就任

鷹栖口用水土地改良区の役員に次の者が令和2年11月8日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	鷹 西 敏 一	砺波市鷹栖	1768番地
同	瘡 師 富士夫	砺波市鷹栖	1260番地
同	水 木 明 雄	砺波市苗加	280番地
同	藪 哲 郎	砺波市神島	610番地
同	吉 江 宗 勝	小矢部市下中	415番地
同	猪 原 秀 夫	砺波市鷹栖	952番地
同	佐 野 孝 夫	砺波市西中	113番地

同	黒田順郎	小矢部市西中	322番地
同	藤井雅晴	砺波市庄川町古上野	33番地
同	高橋孝志	小矢部市水島	630番地
同	構宗信	砺波市鷹栖	203番地
同	天野和行	砺波市五郎丸	517番地
同	中島茂男	砺波市五郎丸	41番地
同	齊藤和芳	砺波市苗加	1381番地
同	野原智男	砺波市狐島	592番地
同	柴田外幸	砺波市鷹栖	2270番地
監事	砂田豊昭	小矢部市西中	118番地
同	加藤忠夫	砺波市苗加	1185番地
同	西村和明	砺波市五郎丸	271番地
同	長井孝志	砺波市鷹栖	1038番地

土地改良区の役員の退任

庄川上流用水土地改良区の役員であった次の者が令和2年11月14日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新田八朗

職名	氏名	住所	
理事	今井勝春	南砺市池尻	310番地
同	橋場武志	南砺市北市	167番地
同	定司俊憲	南砺市上野	265番地
同	大橋俊次	南砺市八塚	426番地
同	藤田勉	南砺市高儀	155番地
同	木下晴雄	南砺市山斐	206番地
同	河合正弘	砺波市野村島	410番地

同	宮 嶋 和 男	南砺市野尻	338番地
同	城 寶 勇	南砺市野尻野	65番地
同	寺 脇 政 信	南砺市北野	567番地
同	森 松 敬	砺波市庄川町示野	211番地
同	坪 本 正 樹	砺波市荒高屋	195番地
同	武 部 清 志	南砺市三清西	31番地
同	田 中 一 夫	南砺市院瀬見	178番地
同	前 川 茂	南砺市谷	100番地
同	野 村 清 典	南砺市宗守	720番地
同	吉 田 平 進	南砺市高屋	105番地
同	田 原 政 信	南砺市蓑谷	628番地
同	土居野 哲	砺波市庄川町天正	248番地
同	井 上 潔	南砺市田屋	288番地
同	中 川 孝	小矢部市清水	190番地 3
同	松 田 和 之	南砺市苗島	195番地
監 事	岩 倉 秀 一	南砺市岩屋	417番地
同	町 田 博	南砺市三清東	36番地
同	橋 場 光 昭	南砺市細野	225番地
同	山 本 次 介	小矢部市清水	47番地

土地改良区の役員の就任

庄川上流用水土地改良区の役員に次の者が令和2年11月15日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	城 寶 勇	南砺市野尻野	65番地

同	橋 場 武 志	南砺市北市	167番地
同	田 中 一 夫	南砺市院瀬見	178番地
同	松 田 和 之	南砺市苗島	195番地
同	藤 田 勉	南砺市高儀	155番地
同	堀 一 雄	砺波市庄川町青島	38番地
同	下 田 正 佳	南砺市田屋	310番地 2
同	中 山 栄 一	南砺市坪野	506番地 1
同	野 村 清 典	南砺市宗守	720番地
同	谷 崎 猛	南砺市西明	180番地
同	宮 本 博 之	南砺市北野	270番地
同	武 部 清 志	南砺市三清西	31番地
同	河 島 宗 信	砺波市荒高屋	335番地
同	吉 田 平 進	南砺市高屋	105番地
同	堀 一 夫	南砺市八塚	51番地
同	荒 井 吉 治	南砺市池尻	140番地
同	北 島 英 雄	小矢部市清水	122番地
同	永 原 清	南砺市山見	1054番地
同	川 崎 昭 行	南砺市本江	496番地
同	安 達 孝 彦	南砺市松原新	1824番地 3
同	土居野 哲	砺波市庄川町天正	248番地
同	犀 川 巖 雄	砺波市苗加	865番地
監 事	中 澤 邦 夫	南砺市蛇喰	1200番地
同	小 幡 憲 栄	砺波市荒高屋	142番地
同	橋 爪 清	南砺市野新	178番地
同	藤 永 茂 治	砺波市庄川町示野	66番地

土地改良区の役員の退任

黒部川沿岸土地改良区連合の役員であった次の者が令和2年7月22日退任した旨

届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	清水正雄	下新川郡朝日町 金山 481番地
監事	吉田武久	同 同 窪田 481番地

土地改良区の役員の就任

黒部川沿岸土地改良区連合の役員に次の者が令和2年8月11日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	松平輝寛	下新川郡入善町 青木 527番地
同	大井幸司	同 朝日町 金山 370番地
監事	鍋谷康博	同 同 舟川新 359番地

土地改良区の役員の就任

入善土地改良区の役員に次の者が令和2年7月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	杉澤初雄	下新川郡入善町目川 381番地

土地改良区の役員の就任

福岡町土地改良区の役員に次の者が令和2年11月16日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名

住 所

監 事 篠 原 太 一

高岡市福岡町下老子 475番地